性が第七条第一項第一号に該当しないと思料する場合には、当該特性を記載しないことができる。

3　法第五条第一項第六号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～九　（略）

4　（略）

（説明書の記載事項等）

第七条　法第五条第二項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第五条第一項第四号の特性のうちそれにより他の植物体と明確に区別されることとなる特性

二～四　（略）

2　（略）

3　法第五条第二項の写真は、同条第一項第四号の特性（写真に撮ることができないものを除く。）により出願品種の植物体と他の植物体とが明確に区別されることが確認できるものでなければならない。

（出願料の額等）

第八条　法第六条第一項の農林水産省令で定める額は、一万四千円とする。

2　（略）

（出願品種の現地調査又は栽培試験の実施方法等）

第十一条の二　法第十五条第二項又は第十五条の二第一項の現地調査又は栽培試験（以下単に「現地調査又は栽培試験」という。）は、次に掲げる事項について調査するものとし、適切な対照品種を選定し、出願品種及び対照品種の試験区を設け、並びにこれらを比較する方法により行う。ただし、法第五条第二項の規定により同条第一項の願書に添付される資料が次に掲げる事項に係る現地調査又は栽培試験に代わると認められる場合は、この限りでない。

一　出願品種及び対照品種の植物体の特性（第五条第二項の規定により出願者が願書に記載していないものを除く。）

二　（略）

2　法第五条第一項第五号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～九　（略）

3　（略）

（説明書の記載事項等）

第七条　法第五条第二項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　出願品種の植物体の特性及びそれにより他の植物体と明確に区別されることとなる特性

二～四　（略）

2　（略）

3　法第五条第二項の写真は、出願品種の植物体の特性（写真に撮ることができないものを除く。）であってそれにより当該植物体と他の植物体とが明確に区別されるべきものを撮ったものでなければならない。

（出願料の額等）

第八条　法第六条第一項の農林水産省令で定める額は、四万七千二百円とする。

2　（略）

（出願品種の栽培試験の実施方法等）

第十一条の二　法第十五条第二項の栽培試験は、次に掲げる事項について調査するものとし、適切な対照品種を選定し、出願品種及び対照品種の試験区を設け、並びにこれらを比較する方法により行う。

一　出願品種及び対照品種の植物体の特性

二　（略）

2　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）は、気象災害、病害虫の発生その他の事情により現地調査又は栽培試験の実施に支障が生じたときは、その旨を速やかに農林水産大臣に通知するものとする。

3　法第十五条の二第四項の規定による通知は、別記様式第六号の二によりしなければならない。

4　農林水産大臣は、法第十五条第二項の現地調査若しくは栽培試験又は法第十五条の二第四項の規定による通知により、法第三条第一項各号に掲げる要件を備えているかどうかが判断できないと認める場合であって追加の現地調査又は栽培試験が必要と認めるときは、追加の現地調査又は栽培試験を行うものとする。

（出願品種の現地調査又は栽培試験の手数料等）

第十一条の三　出願者が法第十五条の三第一項の規定により国（研究機構が法第十五条の二第一項の規定による現地調査を行う場合にあっては、研究機構。以下この項において同じ。）に納付しなければならない法第十五条第二項又は第十五条の二第一項の現地調査に係る手数料の額は、四万五千円に、農林水産大臣が定めて出願者に通知する現地調査の実施計画において定められた国の職員が現地に赴く回数を乗じて得た金額とする。

2　出願者が法第十五条の三第一項の規定により国（研究機構が法第十五条の二第一項の規定による栽培試験を行う場合にあっては、研究機構。第五項において同じ。）に納付しなければならない法第十五条第二項又は第十五条の二第一項の栽培試験に係る手

2　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）は、気象災害、病害虫の発生その他の事情により法第十五条第二項の栽培試験の実施に支障が生じたときは、その旨を速やかに農林水産大臣に通知するものとする。

3　研究機構は、法第十五条第二項の栽培試験を行ったとき（同条第五項の規定により当該栽培試験を関係行政機関、学校その他適当と認める者に依頼した場合を含む。）は、遅滞なく、その結果を別記様式第六号の二により農林水産大臣に報告しなければならない。

（新設）

（新設）